

枚方市教育委員会 協議会資料

案件

- 1 枚方市教育振興基本計画の見直しについて
- 2 枚方市立図書館第4次グランドビジョンの策定について
- 3 放課後キッズクラブの取り組みについて

○開催日 令和2年（2020年）8月20日
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

枚方市教育振興基本計画の見直しについて

総合教育部 教育政策課

1. 政策等の背景・目的及び効果

本市教育施策の中長期的な方向性を示す「枚方市教育振興基本計画」について、本市において令和2年3月に策定した「枚方市教育大綱」等を踏まえながら、計画内容の充実に向けた見直しに取り組んでいるところです。

この度、学識経験者からの意見を踏まえながら、見直し案を取りまとめましたので、ご報告するものです。

2. 内容

平成28年6月に策定した「枚方市教育振興基本計画」については、令和9年度までを期間とする12年間の計画であり、おおむね4年を目途に取り組みの検証・評価を行ったうえで、見直すこととしています。

この度の見直し案については、平成30年6月に閣議決定された国の第3期教育振興基本計画や、令和2年3月に策定した、新たな「枚方市教育大綱」に掲げる重点方針のほか、新型コロナウイルス感染症等に対応した「新しい生活様式」などを踏まえ、枚方市教育に関する事務の点検評価に携わっていただいている学識経験者からの意見をいただきながら作成に取り組みました。

今後、広く市民等の意見を聞くため、パブリックコメントを実施し、引き続き、計画の見直し作業を進めます。

＜主な見直し内容＞

- ・ 1人1台のタブレット端末の整備など、ICT活用の推進
- ・ いじめ、不登校の防止、早期解決についての取り組みの充実
- ・ 新型コロナウイルス等の感染症対策、新しい生活様式への対応 など

※ 詳細は、「資料1 枚方市教育振興基本計画（見直し案）」及び「資料2 枚方市教育振興基本計画（現行）」のとおり。

3. 今後の予定

令和2年（2020年）8月下旬	パブリックコメント実施（～9月中旬）
9月下旬	枚方市教育振興基本計画の見直し

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標 15 子どもたちが健やかに育つことができるまち

施策目標 16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

施策目標 17 誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち

5. 関係法令・条例等

教育基本法

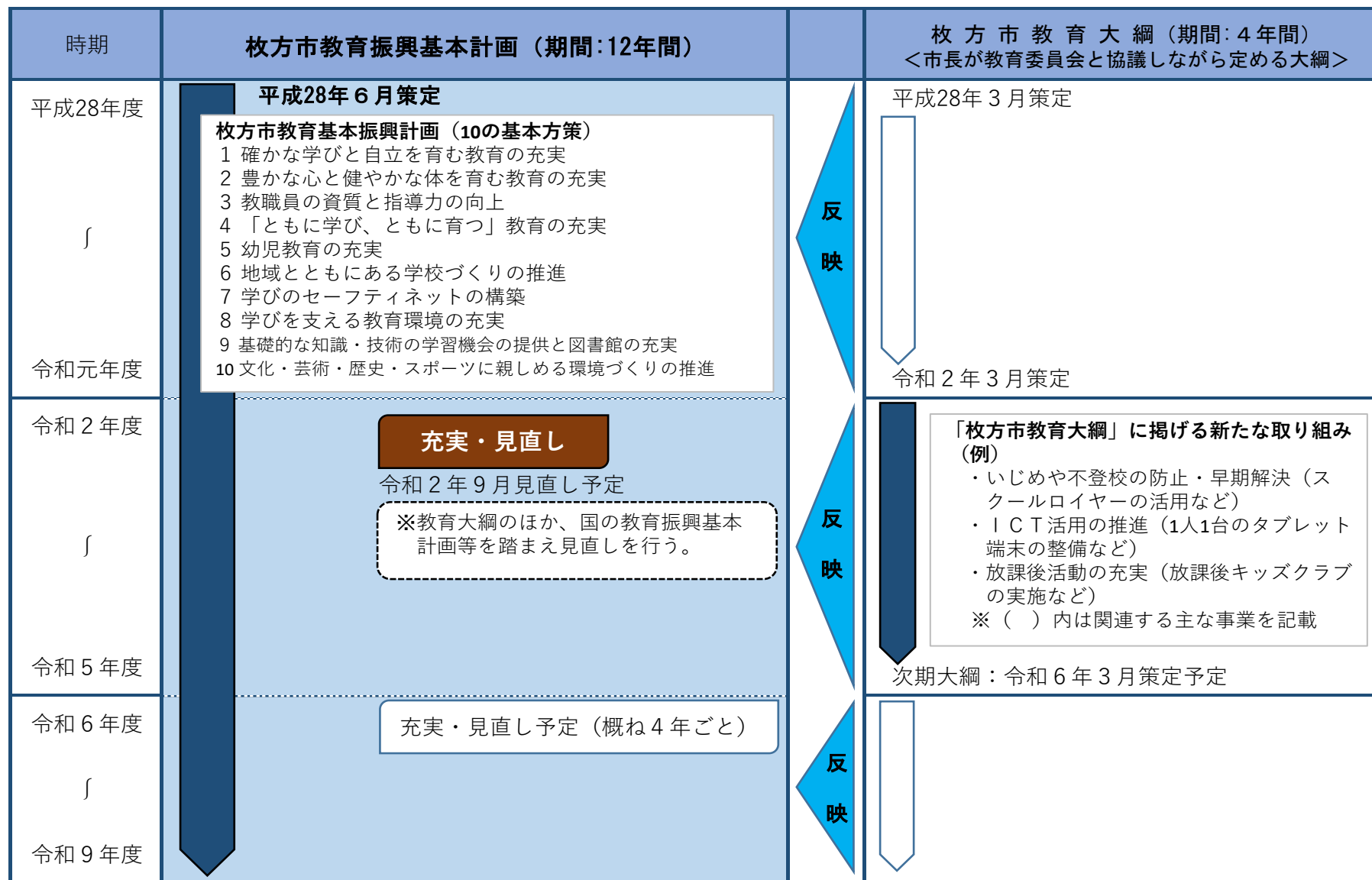
6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 532千円 （当初予算計上済み）

内訳 学識経験者に対する報償金 532千円

《財 源》 一般財源

【参考】「枚方市教育振興基本計画」の見直しの進め方（令和2年6月 教育子育て委員協議会資料より）



枚方市教育振興基本計画

(見直し案)

現行計画からの、主な変更箇所について、[網掛け](#)をしています。

平成 28 年（2016 年）6 月
令和 2 年（2020 年）9 月 [計画見直し]

枚方市教育委員会

目 次

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

- ① 計画策定の趣旨 1
- ② 計画の位置づけ 1
- ③ 計画期間 2

第2章 教育を取り巻く現状及び枚方市のこれまでの取組と課題

- ① 教育を取り巻く現状 3
- ② 枚方市における教育の主な取組と課題 6

第3章 枚方市の教育がめざすもの

- ① 枚方市の教育がめざすもの 13
- ② 教育目標 14

第4章 めざすべき教育を実現するために

- ① 基本方策 15
 - 基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実 16
 - 基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実 17
 - 基本方策3 教職員の資質と指導力の向上 17
 - 基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実 18
 - 基本方策5 幼児教育の充実 19
 - 基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進 20
 - 基本方策7 学びのセーフティネットの構築 20
 - 基本方策8 学びを支える教育環境の充実 21
 - 基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実 22
 - 基本方策10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実 . . . 23

②	重点的に進める取組	24
(1)	新型コロナウイルス感染症等への対応－安全安心な学習保障－	24
(2)	タブレットなどＩＣＴを活用した学習活動の充実と学力の育成	24
(3)	誰一人取り残さない個に応じた学びの最適化	24
(4)	学校園のガバナンスの確立と開かれた学校運営	24
(5)	未来への可能性を最大限に伸ばす環境づくり	25
③	計画の推進	25
(1)	計画の推進方法	25
(2)	進行管理及び公表	25

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

急速に進展する少子高齢化やグローバル化、核家族化やコミュニケーションの希薄化による家庭や地域での教育力の低下、ICT（情報通信技術）の発達による高度情報化等、社会を取り巻く状況が大きく変化し、教育をめぐる課題も、経済的格差の拡大や、いじめや不登校への対応、体罰等の不祥事防止などますます複雑・多様化しています。

平成18年12月に教育基本法が改正され、時代に即した教育理念が示されるとともに、国に対しては、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「教育振興基本計画」）を策定する義務が、また、地方公共団体に対しては、地域の実情に応じてこれを策定する努力義務が規定されました。

本市においては、教育振興基本計画に替わるものとして、平成21年度に枚方市教育委員会教育目標を策定し、この目標に基づいて、体系的かつ総合的に教育行政を展開してきました。

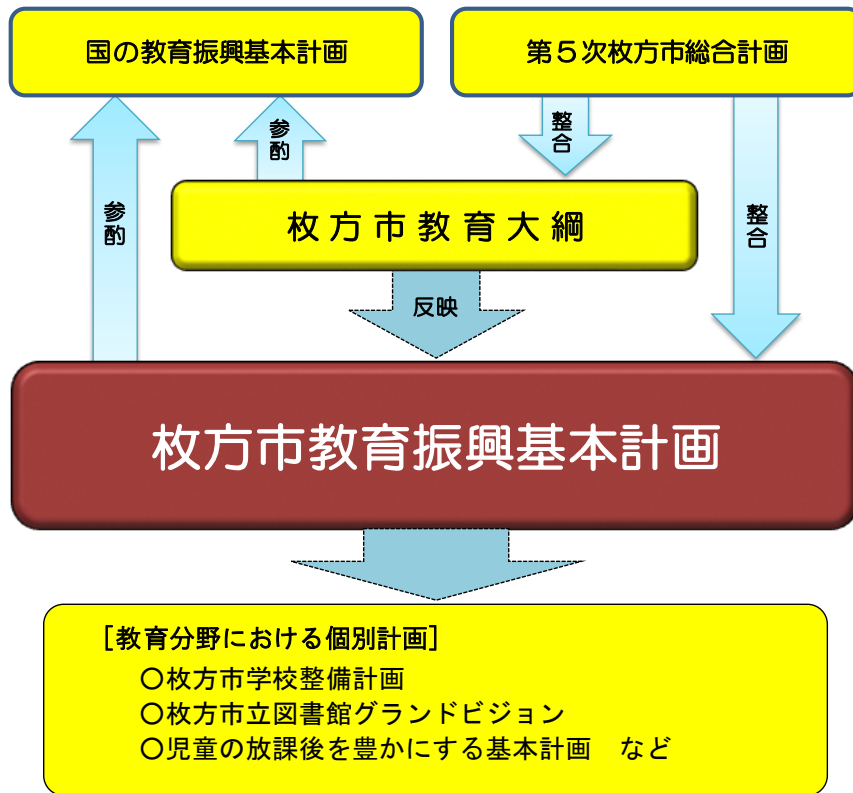
しかしながら、今日の社会状況において教育の果たす役割の重要性が一段と高まってきていること、また、平成26年4月からの中核市への移行に伴い本市の教育課題等を踏まえた独自の教職員研修の実施が可能になったこと、さらに地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化等を図ることを目的とした教育委員会制度改革が行われたことを契機として、本市において教育基本法に基づく教育振興基本計画を策定することとしました。

教育振興基本計画は、第5次枚方市総合計画を上位計画として、市長が定める枚方市教育大綱を踏まえ、本市教育のめざすべきものについて、中長期的な目標を設定し、目標を実現するための取組の基本的な方向性を明らかにするものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく、教育振興基本計画（枚方市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画）として位置づけます。

(計画の体系)



3 計画期間

本計画は、平成28年度から令和9年度までの12年間を計画期間とします。

また、平成 28 年度からおおむね 4 年を目途に取組の検証・評価を行い、見直しを行うものとします。

なお、国の教育に関する施策の変更等、社会状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて本計画を改訂します。

年度	H28～R1	R2～R5	R6～R9
第5次 枚方市総合計画	基本構想（期間設定なし）		
	基本計画（12年間）		
	実行計画	実行計画	実行計画
枚方市教育大綱			
枚方市 教育振興基本計画	12年間		
	おおむね4年を目途に見直し		

第2章 教育を取り巻く現状及び枚方市のこれまでの取組と課題

1 教育を取り巻く現状

① 超スマート社会（Society5.0）の到来

I o Tやビッグデータ、A I等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0）が到来しつつあります。A Iの発展によって近い将来多くの職種がコンピュータに代替されるとの指摘がある時代だからこそ、他者と協働し、人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力を育成することが一層重要になっています。

本市においても、次代を生き抜く子どもたちの教育環境の質的向上を図るため、国の「G I G Aスクール構想」に基づき、速やかに児童・生徒一人ひとりにタブレット型端末を配付し授業に活用する等、新たな時代を見据え、「情報活用能力」と、それを生かし仲間と協働し課題解決につなげる力の育成に取り組んでいく必要があります。

② 人生 100 年時代への移行

医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生 100 年時代を迎えつつあります。こうしたライフサイクルの中では、若年期において、知識・技能、思考力・判断力・表現力などの学びに向かう力・人間性の涵養といった資質・能力を身に付けることに加え、人生 100 年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことの必要性が一層高まっています。

本市においても、子どもたちの「学びに向かう力」を育む教育活動の充実とともに、全世代の市民が、図書館の活用や、文化・芸術・歴史・スポーツに親しむなど、人生を豊かにする生涯学習に取り組める環境づくりを推進していく必要があります。

③ グローバル化の進展

あらゆる場所でグローバル化は加速し、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題等、地球規模の人類共通の課題が増大する中、こうした課題を解決するため、国際連合は「持続可能でよりよい世界を目指す国際指標（S D G s）」を掲げ、各国に取組を求めています。その中で教育の役割が注目されており、日本が抱

える社会問題や地球規模の問題を自ら発見し、解決できる能力を有したグローバルに活躍する人材の育成が重要です。また、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外の様々な場において、外国語で躊躇せず意見を述べ、他者と交流し、共生していくために必要なコミュニケーション力等を育成していくことが重要です。

本市においては、これまで外国語指導体制の強化を図るとともに、英語の4技能（「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」）のバランスのとれた授業改善を進めており、引き続き、グローバルに活躍できる人材の育成に取り組んでいく必要があります。

④ ICTの活用などによる学力向上への取組

経済協力開発機構（OECD）が2018年に実施した、生徒の学習到達度調査（PISA2018）において、日本の学力は、数学的リテラシー及び科学的リテラシーは、引き続き、安定的に世界のトップレベルにあるものの、読解力については、OECD平均より高得点のグループに位置していますが、前回より平均得点・順位が統計的に有意に低下しているとの結果でした。

また、生徒のICTの活用状況については、日本は、学校での授業での利用時間が短く、学校外では多様な用途で利用しているものの、チャットやゲームに偏っている傾向があることがわかっています。

本市においては、子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成するため、前述の日本の現状や全国学力・学習状況調査の分析結果などを踏まえ、児童・生徒の学力向上に取り組むとともに、国の「GIGAスクール構想」等を踏まえ、より一層、ICTの授業への活用を進める必要があります。

⑤ 感染症対策等を踏まえた新たな生活様式への対応

令和2年3月から、全国において「新型コロナウイルス感染症」により、学校が臨時休業となる等、今後においても感染症について長期的な対応が求められる中、持続的に児童・生徒の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した学校運営を継続していく必要があります。国においては、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」や、これに基づく衛生管理マニュアル等が示され、「密閉」「密集」「密接」の「3つの密」を避けることや、「マスクの着用」及び「手洗い等の手指衛生」等、基本的な感染症対策を継続する「新しい生活様式」の導入などが必要とされました。

本市においても、各学校にマスク、消毒液等の感染症予防に係る物品の配備を進めるほか、ICT環境の活用等を含めた新たな学校教育のあり方について

検討を進めていく必要があります。

また、これまで経験したことがないこのような状況の中で、教育委員会と学校とは、これまで以上に一体となり、様々な課題によりスピーディに対応していくことが必要となっています。

⑥ いじめの防止・早期解決に向けた対応

国において平成 29 年に「いじめの防止等のための基本的な方針」が改訂され、いじめの定義の解釈の明確化や、学校基本方針に基づく対応の徹底、組織的な対応の必要性のほか、スクールカウンセラー、警察等の関係機関との連携、解消に至るまでの被害者への支援継続の徹底等の対応が示されました。同時に、いじめの重大事態への対応や調査の方針を示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されました。

本市においても、市及び外部の関係機関で構成される「枚方市いじめ問題対策連絡協議会」の開催や、心理、福祉の専門家及び校長経験者で構成される学校応援チーム（令和元年度までは、ひらかた学校支援チーム）による巡回等により、状況の把握や助言等に取り組み、学校への支援をさらに強化する必要があります。

⑦ 不登校児童・生徒への支援

不登校児童・生徒への支援については、児童・生徒の社会的自立に向けた様々な取組が行われていますが、不登校児童・生徒数は高い水準で推移しており、喫緊の課題となっています。こうした中、平成 28 年 12 月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され、平成 29 年 3 月には国において法に基づく基本的な方針が策定されました。

本市においても、枚方市小・中学校生徒指導連絡会などにおいて、情報交換を図るほか、市内全中学校等に不登校支援協力員を配置し、不登校の兆候が見えた児童・生徒に対して、その要因や背景に応じた適切な支援を行うとともに、不登校児童・生徒に対しては、校内適応指導教室等を活用し、教育相談や学習支援に取り組んでいます。今後は、不登校児童・生徒へのオンライン授業など、支援をさらに進める必要があります。

2 枚方市における教育の主な取組と課題

本計画の策定時点(平成 28 年 6 月)から、計画の見直し時期までに進めてきた主な取組と課題について、「基本方策」(計画見直し前の基本方策) ごとに、以下のとおりまとめました。

<基本方策 1 確かな学びと自立を育む教育の充実>

【これまでの主な取組】

学力向上のため、校内組織体制の充実を図りながら、授業改善や少人数指導等の取組を推進するとともに、教員の授業力向上に取り組んだ結果、平成 31 年度全国学力・学習状況調査の学力調査の平均正答率において、小学校では算数、中学校では数学・英語で全国平均を上回りました。

全小・中学校に外国人英語教育指導助手、日本人英語教育指導助手を、また、市独自で小学校に英語専科教員を配置する等、外国語指導体制の強化を図るとともに、英語の 4 技能(「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」)をバランスよく育成するため、授業改善に取り組みました。

児童・生徒の学習意欲を高め、基礎学力の向上を図るため、各小・中学校において放課後自習教室を開室しました。

I C T の活用については、タブレット型コンピュータの導入を推進するとともに、無線 L A N の整備を行ったほか、教員の授業における I C T 活用を推進するため、引き続き I C T 支援員の配置やアプリケーションの整備を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業等においても、タブレット端末等を活用し、児童・生徒の学びを保障する基本的な考え方を示した「枚方市学校教育における I C T 活用の方針」を令和 2 年 6 月に策定しました。

【主な課題】

- ・新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善及び校内研究組織体制の強化
- ・小学校外国語科の本格実施に伴う、英語によるコミュニケーション能力の育成
- ・新型コロナウイルス感染症等の危機事象への対応や情報活用能力の育成等に向けた、児童・生徒一人一台のタブレット端末の効果的な活用

<基本方策 2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実>

【これまでの主な取組】

自他の生命を尊重し、子どもたちが豊かな人間性を身に付けることができる

よう、学校園において人権教育を適切に位置付け、校園長を中心に組織的に人権教育を進めるため、講演会や実践報告会等、様々な研究を通して推進を図りました。

子どもたちの体づくりに向けて、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえて、大学と連携して各学年に応じた体育科の授業を実践するとともに、中学校部活動については外部人材の指導協力者の派遣により充実を図りました。

安全・安心でおいしい学校給食提供のため、地元農産物の利用推進を図りました。また、食物アレルギー対応について、ヒヤリハット・事故報告の蓄積による再発防止や、給食担当教職員への研修の実施等、適切かつ的確な対応に取り組みました。

全学校園で学年等に応じて、内科、歯科、眼科、耳鼻科検診等を実施したほか、学校薬剤師による空気、飲料水等の検査、歯科衛生士によるブラッシング指導などに取り組みました。また、専門的な立場から児童・生徒の支援を行うため、健康相談を行いました。

また、文化財の普及啓発に取り組むほか、自然を生かした野外活動、体験活動として、市内小学校における野外活動センターでの学校キャンプの実施を図りました。

【主な課題】

- ・人権教育に係る研修会等への参加ニーズの高まりへの対応と授業への反映
- ・子どもたちの健康の保持・増進と体力向上のため、運動に親しみ実践する意欲の向上
- ・子どもたちの豊かな心を育むため、社会との関わりを通じた文化・芸術等に親しむ機会の拡大

<基本方策3 教職員の資質と指導力の向上>

【これまでの主な取組】

『学び続ける教職員』を育成し、枚方のこどもたちの『生きる力』をはぐくむ」をテーマに、毎年度設定する重点項目に基づき各種研修を実施し、教職員の資質・指導力の向上を図りました。また、教育推進プランナー（学校教育に関して高い見識や経験を有する校長経験者等）を中心に、経験の浅い教員の育成や校内研究・校内研修の支援等のため学校訪問を実施しました。

豊かな人間性と高い専門性を有する優れた教員を養成するため、授業の達人養成講座を実施しました。研修では、外部講師による講演・演習や研究授業・

実践報告等を行い、新学習指導要領についての理解を深め、今求められている授業像を明確にし、実践に生かしました。

【主な課題】

- ・教職員の世代交代が進む中、経験知の継承や教職員一人ひとりの資質と指導力の向上
- ・学習指導要領の改訂を踏まえた新しい教育課題やICTの活用に向けた研修の実施
- ・教職員の業務量を適切に管理した上で、授業改善のための時間や子どもたちと向き合う時間の確保

<基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実>

【これまでの主な取組】

障害のある子どもをはじめすべての子どもたちが「ともに学び、ともに育つ」教育の推進に向けて、通常の学級に在籍する発達障害等の児童・生徒を支援するため、専門家を派遣し、指導・助言を行いました。また、職員が学校園、保育所（園）、医療機関等を巡回し、就学相談を実施しました。

小・中学校の支援教育の中心となる支援教育コーディネーターを援助するため、肢体不自由児介助員、学校看護師を配置し、肢体不自由学級に在籍する児童・生徒や、医療的ケアが必要な児童・生徒の介助等の支援を行いました。

また、小・中学校や支援学校等に在籍する通学が困難な児童・生徒に対し、タクシー利用による通学費用の支援を行いました。

【主な課題】

- ・一人ひとりの社会的自立に向けた効果的な指導・支援の充実
- ・支援学級数の増加に対応した指導者の確保など支援体制の充実

<基本方策5 幼児教育の充実>

【これまでの主な取組】

市立幼稚園の効果的・効率的な配置を行い、幼児教育を充実させていく必要から、平成30年11月に、「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」を作成しました。

また、令和元年度から、同プランに基づき、蹉跎西幼稚園を除く6園で3歳児の受け入れを行うとともに、更なる保護者支援の観点から、預かり保育の実施時間を朝7時から夜7時までに延長しました。

市立幼稚園において、幼児の心身の健全な発達を促すとともに、幼児教育の

充実と保護者の子育て支援及び就労支援の充実を図るため、預かり保育を実施するとともに、2・3歳児の未就園児及び保護者が、安心して遊び、交流できる場として幼児教育教室を実施しました。

【主な課題】

- ・ 幼児が健やかな成長をとげられるよう、発達や特性に応じた取組の推進
- ・ 幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校との連携による幼児教育の充実

＜基本方策6 地域とともにある学校づくりの推進＞

【これまでの主な取組】

保護者や地域住民等で構成する学校運営協議会を設置し、学校運営や、運営への必要な支援に関して協議するコミュニティ・スクールを小学校38校で設置しました。

各コミュニティ・スクールにおいて、校長が作成する学校教育の基本方針が承認されるとともに、学校と家庭、地域が連携・協働し、子どもたちの健やかな成長を支えていく学校づくりが進められていることが確認されました。また、各委員に学校への理解を深めていただくため、学校行事への参加や授業の参観等を行いました。

【主な課題】

- ・ 学校運営協議会の設置によるコミュニティ・スクールでの取組の充実
- ・ 学校と保護者との連絡体制の充実
- ・ 地域や保護者等とのさらなる協力関係を基にした学校園ガバナンスの確立

＜基本方策7 学びのセーフティネットの構築＞

【これまでの主な取組】

全小学校で、正門の監視カメラやオートロックの活用、安全監視員等による見守りを行い、不審者の侵入等の防止に取り組みました。また、交通専従員の配置や、関係機関と連携し通学路の合同点検を行うなど、通学路の安全対策に取り組みました。

また、新型コロナウイルス感染症対策としては、非接触型体温計や消毒液などの必要な備品等を配備したほか、一部では地域の協力もいただきながら施設の消毒作業を行いました。

全小学校に「心の教室相談員」を配置し、児童、保護者、教職員からの相談に対応しました。

いじめの未然防止・早期解消に向け、枚方市学校いじめ対策審議会からの提言を踏まえ、「枚方市いじめ防止基本方針」を平成30年9月に改定するとともに、「枚方市いじめ対応マニュアル」を作成しました。また、心理、福祉の専門家や校長経験者で構成する「ひらかた学校支援チーム」が学校を訪問し、問題解決に取り組みました。さらに、中学校においては生徒指導主事を中心とした、より機能的な生徒指導体制の充実に努めるため、講師を配置しました。

不登校の兆候が見えた児童・生徒に対して、その要因や背景に応じた適切な支援を行い、未然防止に取り組むとともに、不登校児童・生徒に関しては、全中学校等に配置している不登校支援協力員により、校内適応指導教室等を活用し、教育相談や学習支援に取り組みました。

また、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対し、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、学校生活の充実や家庭の教育力向上を支援するため、SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）を配置・派遣しました。

【主な課題】

- ・子どもが自ら危険を回避する能力を養う安全・防災教育の推進
- ・メール配信システムを活用した学校園と保護者の連絡体制の改善
- ・新型コロナウイルス等の感染症拡大防止対策の推進
- ・いじめ、不登校の未然防止、早期解消に向けた取組の推進

＜基本方策8 学びを支える教育環境の充実＞

【これまでの主な取組】

老朽化する学校施設を計画的に更新するため、校舎、園舎、体育館等の維持保全、予防保全工事や長寿命化改修を実施しました。また、従来の整備計画にトイレ整備事業及び保全計画を一元化し、より効率的な施設整備を図るとともに、コスト縮減や財政負担の平準化を図るため、令和2年3月に「枚方市学校整備計画」を策定しました。

ICT環境の整備として、学校へのタブレット型コンピュータの導入を推進するとともに、無線LANの整備に取り組みました。また、校務支援システムを導入し、学校における情報管理を一元化することで、教職員の負担軽減を図るとともに、学校内の情報セキュリティの向上を図りました。

第三学校給食共同調理場の老朽化対策として、既存の小学校単独調理場6カ所について共同調理場又は親子方式調理場への転換を進めました。また、平成

28 年度から選択制ランチボックス方式により中学校給食の提供を開始しました。

【主な課題】

- ・「枚方市学校整備計画」に基づく学校施設の計画的な更新整備
- ・学校施設における I C T 環境整備など教育の情報化の推進
- ・教職員の業務量の適切な管理

＜基本方策 9 基礎的な知識・技術の学習機会の提供と図書館の充実＞

【これまでの主な取組】

社会教育活動を推進するため、毎年度、共通のテーマを設定し、社会教育基礎講座、家庭教育支援事業、社会教育（人権）講座等を開催しました。また、「枚方市日本語・多文化共生教室『よみかき』」を各生涯学習市民センターで実施しました。

図書館の充実については、蔵書計画に定める収集方針を踏まえ、入門書から専門書まで蔵書のバランスを重視した資料の計画的な収集を行いました。また、香里ヶ丘図書館について、平成 30 年度から旧図書館の解体に着手し、令和 2 年 7 月にリニューアルオープンしました。休館中は、南部生涯学習市民センターや、自動車文庫による代替サービスを実施しました。

中央図書館においては、幅広い分野の図書館資料を所蔵するとともに、子どもの読書活動を推進するため、年間を通して「おはなし会」を開催したほか、親子で楽しめるイベントや、中学生を対象とした「中学生ビブリオバトル」を開催しました。

【主な課題】

- ・様々な世代の市民に対する多様な学習機会の提供
- ・電子書籍の普及など、読書環境の変化や市民ニーズに対応した図書館運営

＜基本方策 10 文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりの推進＞

【これまでの主な取組】

歴史講座のほか、枚方・百済フェスティバルなど、市民一人ひとりが歴史、文化に親しめる環境づくりを進めました。出土した遺物や遺跡等の保存管理に努めるとともに、発掘調査現地説明会や、文化財の展示等の活用を行いました。また、平成 30 年度には、台風により被害を受けた文化財の復旧の促進を図るため、被害を受けた文化財の復旧等に要する経費の補助を行いました。特別史

跡百済寺跡再整備事業として、平成 30 年度には回廊東半分の立体復元を行いました。

また、社会教育と学校教育の連携に係る取組として、子ども夢基金等を活用しながら、子どもサイエンスフェア等の文化事業を開催するとともに、枚方市スポーツ推進計画に基づき、各種スポーツ施策を推進し、市民スポーツカーニバル等を開催しました。

【主な課題】

- ・ 市民一人ひとりが豊かな文化、芸術に触れる機会の提供
- ・ 市民の健康の維持増進を図るスポーツ環境の整備や健康スポーツの推進
- ・ 学校教育と生涯学習との更なる連携の推進

＜その他の取組：児童の放課後対策について＞

【これまでの主な取組】

すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室モデル事業を実施するとともに、子どもにとって望ましい「放課後」を実現していくため、令和 2 年 3 月に「児童の放課後を豊かにする基本計画」を策定しました。

留守家庭児童会室については、対象学年を平成 29 年度に 5 年生まで拡大し、平成 30 年度からは全学年を対象としました。また、対象学年の拡大に伴い、入室児童の増加に対応するため、施設整備に取り組みました。

【主な課題】

- ・ 「児童の放課後を豊かにする基本計画」に基づいた、児童の安全・安心な居場所の確保

第3章 枚方市の教育がめざすもの

1 枚方市の教育がめざすもの

第2章で述べた教育を取り巻く現状や、これまで本市が進めてきた取組や課題を踏まえつつ、引き続き、次の3点を枚方市のめざすべき教育とします。

- ①知（確かな学力）、徳（豊かな人間性）、体（健康・体力）の調和のとれた「生きる力」を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させること
- ②子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して学校での生活が送れるよう、子どもの安全対策やいじめの未然防止、貧困対策など学びのセーフティネットを構築するとともに、老朽化した学校施設の更新など教育環境を充実させること
- ③一人ひとりの市民が生きていくために必要な基礎的な知識や技術等について学べる機会の提供や、知の源泉となる図書館の充実、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを支える社会教育を推進すること

これらの3点を着実に進め、枚方市のめざすべき教育の実現を図るため、平成28年度を始期とする令和9年度までの教育目標を定めます。

教育目標は、3点の枚方市のめざすべき教育に加え、今後、新しい時代を生きる上で必要な資質・能力を確実に育むこれからの教育の方向性も踏まえ、引き続き、次のとおり設定します。

学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく

～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～

○知・徳・体の調和のとれた「生きる力」に必要な基礎的な学力や自ら考える力は、主体的・協働的な学習の中で培われるものです。また、グローバル化が進展するなど、これからの社会の変化に対応できる資質・能力を養う教育をめざすことを『学びあい』という言葉で示しました。

○人と人とがつながりあう力を育むことは教育の目標であるとともに、子どもと子ども、子どもと大人、大人と大人、学校、家庭、地域など、年齢や立場を超えて協働することは、魅力あるまちづくりを行う上でも必要なものです。こうしたつながりを深めるための教育や環境づくりをめざして、『つながりあい』という言葉で示しました。

○『学びあい』や『つながりあい』の中で育まれた人間力や他者と協働・共生する力は、一人ひとりが社会を生き抜くうえで土台となるものです。

子どもから大人まであらゆる世代の人が輝き、これからの社会を生き抜き、未来への可能性を最大限に伸ばす教育を推進することを、『一人ひとりの未来をひらく』という言葉で示しました。

○サブテーマは、国の教育振興基本計画に掲げられ、かつ、今後、新しい時代を生きる上で必要な資質・能力でもある『自立、協働、創造に向けた主体的な学び』と、枚方市のめざすべき教育に掲げた『未来への可能性を最大限に伸ばす教育』を引用し、引き続き、メインテーマと連動させています。

第4章 めざすべき教育を実現するために

1 基本方策

枚方市のめざすべき教育を踏まえ、教育目標を達成するための基本的な方向性となる10の基本方策を設定します。

枚方市のめざすべき教育

- ①知（確かな学力）、徳（豊かな人間性）、体（健康・体力）の調和のとれた「生きる力」を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させます。
- ②子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して学校での生活が送れるよう学びのセーフティネットを構築するとともに、教育環境を充実させます。
- ③一人ひとりの市民が生きていくために必要な基礎的な知識や技術等について学べる機会の提供や、知の源泉となる図書館の充実、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを支える社会教育を推進します。

教育目標

学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく

～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～

基本方策

- 基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実
- 基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実
- 基本方策3 教職員の資質と指導力の向上
- 基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
- 基本方策5 幼児教育の充実
- 基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進
- 基本方策7 学びのセーフティネットの構築
- 基本方策8 学びを支える教育環境の充実
- 基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実
- 基本方策10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

基本方策 1 確かな学力と自立を育む教育の充実

知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育み、将来の社会を担う人材を育成するためには、子どもの学習意欲を向上させるとともに、基礎的な学力や自ら学び考える力を伸ばしていくことが求められています。新学習指導要領では、「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成する資質・能力を「知識及び技能の習得」「思考力、判断力、表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」の三つの柱に整理されました。

また、新型コロナウイルス感染症等の危機事象が起こった際にも、子どもたちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びを実現していくことが必要です。

学校教育においては、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、求められる資質・能力が偏ることなく実現できるように「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進し、子どもたちの確かな学力と自立を育みます。

また、9年間を見通した教育課程の編成、小・中学校の円滑な接続、幼保こ小等の円滑な接続を踏まえ、教職員の指導力や学校力の向上を図ります。

小学校において本市独自の少人数学級編制を実施し、よりきめ細かな指導を実践します。また、超スマート社会（Society 5.0）に対応するため、プログラミング教育の推進や情報活用能力の育成の視点も踏まえながら、令和2年6月に策定した「枚方市学校教育におけるICT活用の方針」や、国のGIGAスクール構想に基づき、一人一台のタブレット端末等のICTを活用した協働型・双方向型の授業及び個別最適化された学びを推進します。

諸外国の文化や習慣等について理解を深める国際理解教育を推進し、市内大学とも連携しながら、国際化に対応した英語によるコミュニケーション能力を育成します。また、学校図書館の活用による言語能力の育成や、職業体験や社会見学、社会人による特別授業等により、社会と関わる機会を多く作るなど、キャリア教育を推進します。

さらに、新たな感染症等の危機事象による学校休業などにも対応できるよう、オンライン授業の実施等のICTを適切に活用した学習活動の充実を図るなど、子どもたちの「自立」「協働」「創造」する力を育む新しい教育に向けた取組を進めます。

基本方策２ 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

近年、子どものコミュニケーション能力や社会適応能力、体力・運動能力の低下が課題となっており、子どもの豊かな人間性や社会性、健やかな体が育まれる環境づくりが求められています。

自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。また、一人ひとりの個性や価値観、多様な文化を認め合い、多様化する人権課題を身近に感じ、考える機会として人権教育や啓発に取り組み、すべての人の人権が尊重できる教育を進めます。

小・中学校期は健全な身体の育成に重要な時期であることから、大学との連携による効果的な体育科の授業実践や民間活力を活用した水泳指導などに取り組むとともに、中学校部活動については、引き続き専門的なスキルを持つ外部人材を活用し、充実していきます。

また、生活習慣の未確立やアレルギー疾患の増加等、子どもの健康に関する課題が多様化していることを踏まえ、健全な食生活の形成のための食育の推進や、食物アレルギーへの対応など、安全で安心な学校給食を提供し、健やかな体が育まれる環境づくりを推進します。中学校給食では、これまでの検証や課題整理を引き続き行いながら、全員給食の実施に向けた検討を進めます。

さらに、豊かな心と社会性を養うため、文化・芸術に親しむ機会や、自然を生かした野外活動などの体験活動を拡充します。

基本方策３ 教職員の資質と指導力の向上

本市においては新規採用教職員が増加し、経験豊かな多くの教職員の退職が続く中、教職員の世代交代が進んでおり、倫理観・規範意識及び子ども理解と集団づくり、授業力やマネジメント力等、教職員一人ひとりの資質と指導力の向上が求められています。

平成 26 年度からの中核市移行に伴い、大阪府から教職員研修の権限が移譲されました。そのため、『学び続ける教職員』を育成し、枚方の子どもたちの『生きる力』をはぐくむ」をテーマに、本市の教育課題に即した独自のカリキュラム（指導計画）で教職員研修を実施し、「経験年数の少ない教職員の育成」「管理職及び専門性を備えたリーダーの養成」「主体的・対話的で深い学びのある授業づくり・授業改善への支援」を重点項目とした教職員研修の充実を図り、明日の枚方の教育を担う教職員を育成します。

また、教育的愛情にあふれ、高い意欲と優れた指導力を有する教職員を育成するため、授業の達人・授業マイスターによる研究授業等により、授業改善につなげることで、子どもたちの「確かな学力」と「生きる力」を育みます。このため、教育委員会の学校支援機能を充実させるとともに、学校教育の水準の維持・向上に資するため、業務量を適切に管理することで、教職員の働き方を見直し、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保します。

さらに、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」のための授業改善や、「カリキュラム・マネジメント」等の組織運営改善に係る教育課題に対応した研修のほか、情報活用能力の育成のため、ICT活用のねらいを明確にした教職員の ICT 活用能力の向上に係る研修にも取り組みます。

基本方策 4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

障害のある子どもをはじめ、すべての子どもたちが学校・地域社会の中で積極的に交流・活動し、「ともに学び、ともに育つ」という観点から、障害への理解の促進や、ともに育ちあう集団づくり等を踏まえた教育を推進する必要があります。また、支援教育を進めるにあたっては、一人ひとりの自立に向けた効果的な指導・支援の充実が求められています。

障害のある子どもと障害のない子どもが交流や共同学習を通じ、ともに学び、互いを理解する教育を一層充実させるとともに、通常の学級においてユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組みます。

障害のある子どもや、配慮を要する子どもに対する支援ツールとして、タブレット端末等の ICT を活用するとともに、タブレット端末の入出力が困難な

場合にも対応できるよう、音声文字変換や視線入力システム等の入出力支援装置の整備を進めます。

また、平成 28 年 4 月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた教育環境の整備を進めるとともに、支援教育に関する教職員研修の充実に取り組んでいきます。

さらに、配慮を要する子どもについて、支援教育コーディネーターを中心として、より具体的な個別の教育支援計画の作成・見直しを行うとともに、保護者、支援学校等の関係機関と連携し、支援が必要なすべての子どもについて全教職員の共通理解のもと、学校全体で支援教育の充実に取り組みます。

基本方策 5 幼児教育の充実

少子化の進行、核家族化や男女共同参画社会の進展、ひとり親家庭の増加等、子どもの育ちや子育て支援へのニーズが多様化する中で、子どもの生きる力と個性を育む環境が求められています。幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要なものであり、様々な体験を通して幼児が心身ともに健やかな成長をとげられるよう、幼児一人ひとりの発達や特性に応じた取組を進める必要があります。

幼児教育の目的は「義務教育及びその後の教育の基礎を培う」ことであり、令和元年度から市立幼稚園で拡充した 3 歳児保育などに引き続き取り組みながら、幼児一人ひとりの望ましい発達を育むとともに、学級集団に応じた適切な指導を行います。また、幼児期（幼稚園・保育所（園）・認定こども園等）と児童期（小学校）の教育の円滑な接続・連携を図り、学びや発達の連続性を踏まえた取組を推進します。

加えて、幼稚園の預かり保育については、実施時間の延長などの充実に図ってきており、今後も引き続き、保護者の心身のリフレッシュや就労等のニーズに対応できるよう取り組みます。

また、地域の未就園児も含めた親子での遊びの場の提供や、保護者交流の場の提供、さらには子育て相談の取組を推進します。

基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりが必要であり、保護者や地域住民とともに学校運営を進める「社会に開かれた学校づくり」の推進が求められています。

保護者や地域住民の理解や協力を得て、各学校において特色ある教育活動を展開していくため、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みやコミュニティ・スクール等、学校運営に地域住民や保護者が参画する体制の構築に取り組めます。また、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組めます。

学校園の信頼の醸成や課題解決の促進のため、全国学力学習状況調査の結果や分析をはじめ、「学校いじめ防止基本方針」や校内における相談体制等について、ホームページに掲載するなど、学校の取組や子どもの状況等の情報を積極的に公表し、地域や保護者等との協力関係の構築へつなげていきます。また、学校と保護者との連絡体制について、ミルメールの改善、双方向の連絡手段の構築に取り組めます。

教育に関わる課題が多様化・複雑化する中、より地域や保護者との協力関係を築きながら、学校の組織としてのあり方の見直しや業務の改善を進めることで、「チーム学校」としての機能を果たせるよう、学校園ガバナンスの確立に取り組めます。

基本方策7 学びのセーフティネットの構築

近年、登下校時の交通事故や不審者等により子どもが犠牲となる事件・事故が生じており、子どもが安全で安心して学べる環境づくりが求められています。

また、インターネット等によるいじめや、学校生活や家庭環境など様々な理由による不登校等、生徒指導上の課題が深刻化する中、子どもたちが安全に安心していきいきと学校での時間を過ごせる環境づくりが必要です。

子どもが安全で安心して学べる環境づくりに向けて、オートロックや機械警備等による学校施設内の安全確保や、地域で行われている子どもの安全を見守る活動との連携のほか、防犯カメラや、専用端末を使用した子どもの位置情報履歴確認サービス等による通学路の安全対策の強化を図ります。また、不審者情報等の緊急情報を保護者にメールで配信するシステムを有効活用するとともに、同システムの改善を通じて安全・安心な体制の構築に努めます。

さらに、近年の子どもが巻き込まれた事件・事故や、大規模災害の教訓を生かし、子ども自らが危険を回避する能力を養う安全・防災教育を推進します。

新型コロナウイルス感染症等への対応として、必要な消耗品等の配備や、消毒作業の実施など、状況に応じた安全対策を図るとともに、子どもたちには、自分や周囲の大切な人を守るための実践力を育てます。

いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、被害者が精神的苦痛や不安を克服できるよう支援するとともに、加害者への教育的配慮等、学校園において誠実かつ丁寧に組織的対応を行います。いじめの防止、早期解決に向けては、S S W等の専門家に加え、新たに市が委嘱するスクールロイヤーを活用します。

児童・生徒の不登校の兆しにも留意しながら、より一層の未然防止に努めます。あわせて、不登校児童・生徒への対応としては、社会的自立をめざし、登校しやすい学校づくりを進めるとともに、学校への復帰以外の選択肢があることを含め、一日も早く社会との関わりを取り戻すことができるよう支援を進めます。また、これまでの対応に加え、I C Tを活用したオンライン授業など個に応じた取組を進めます。

不登校やひきこもり、児童虐待、子どもの貧困等、支援を必要とする児童・生徒に関わる様々な事象に対しては、未然防止や早期対応ができるよう、行政各分野が持つ子どもの情報の共有化を適切に進めるとともに、今後、制定する「(仮称) 子どもを守る条例」を踏まえながら、関係部署、関係機関、地域とともに総合的な取組を進めていきます。

基本方策 8 学びを支える教育環境の充実

少子化の進行による児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化が進む中で、学校施設の更新や教育の情報化の推進等、より安全で充実した教育環境が求められています。また、教職員の多忙化が課題となる中で、教職員が授業や子どもたちと向き合う時間を確保するための取組が必要です。

令和2年3月に策定した「枚方市学校整備計画」に基づき、トイレの洋式化・ドライ化や校舎の長寿命化改修など、学校施設を総合的かつ計画的に整備します。また、適正な学校規模とする学校配置等の適正化に取り組みます。

また、ICTを効果的に活用したわかりやすく深まる授業や個に応じた家庭学習の充実を実現するため、教職員・児童・生徒に対し、一人一台のタブレット端末や周辺機器等を配備するなど、教育の情報化を推進します。

また、教育委員会と学校とが、今まで以上に一体となって学校運営を進めていくため、ICT等を活用したより効率的な情報共有や連絡体制の確立をめざします。

さらに、教職員が子どもと向き合い、指導に専念できる時間をより多く確保するため、ICTを活用し通知表や指導要録等の事務処理を軽減するとともに、より効果的・効率的な学校運営に向けての見直しや、教職員の健康保持等、勤務環境の整備に取り組みます。

衛生面に配慮した安全で安心な給食を安定的に提供するため、老朽化が進む小学校給食調理場の計画的な更新整備に取り組みます。

基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実

社会が激しく変化し、複雑になる中で、生涯にわたり自らに必要な知識や能力を身に付けることが必要となっています。そうしたことを支えるためには、子育て、健康・医療・介護、職業、情報社会、安全・防災、環境問題等、様々な課題に関する学びと、その成果を生かす機会が生涯にわたって提供されることが必要です。

それぞれの分野における様々な行政部門・団体との連携を強めながら、特に基礎的な知識・技術の学習機会の提供に取り組みます。また、その学習の成果を、さらに地域において生かすことができる環境づくりを進めます。

図書館においては、これまでの図書館運営の成果と課題を検証したうえで、「枚方市立図書館第4次グランドビジョン」を策定（令和3年3月予定）し、知の源泉となる図書館資料を収集・保存し、市民ニーズに応じた資料や情報を提供する基本的な役割を果たすとともに、新型コロナウイルス感染症等に対応する新しい生活様式を踏まえ、電子媒体を活用した非接触型の新しいサービス提供に向けた検討を進めます。

また、読書が果たす重要な役割を踏まえ、学校図書館に対する中央図書館の

支援を強化するとともに、学校図書館の授業活用を充実させ、子どもの読書活動推進のための取組や、成人の読書習慣と情報活用能力の向上に取り組めます。

基本方策 10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする 体験活動の充実

「人生 100 年時代」を迎えるにあたり、一人ひとりの市民が多様な個性・能力を開花させ、生涯学び、活躍していくためには、豊かな文化・芸術にふれ、自然との関わりを持つことが大切です。

また、市民のふるさと意識やまちへの愛着を育むには、まちの歴史文化への理解を深めることが必要です。さらに、生涯にわたって健やかな生活を過ごすことを可能にするためには、健康な運動習慣を確立することが必要です。

こうしたことから、子どもの時から様々な体験活動や、自由な空間を提供するとともに、地域等とも連携しながら、生涯にわたって人生を豊かにする多様な学習機会を提供していくことが求められています。

社会教育と学校教育の連携を強化し、子どもたちが文化・芸術や自然の中の活動等、様々な体験ができる機会を確保します。

このような機会を提供することで、子どもたちをはじめとする市民が文化・芸術についての関心を深め、そこに喜びや楽しみを感じられるような環境整備に努めます。

また、文化財等の適切な保存を進めるとともに、特別史跡百済寺跡等の貴重な歴史文化遺産を生かして、子どもたちや市民の郷土の歴史への理解を深めるとともに、歴史の薫り豊かなまちづくりや文化観光への活用・発展を進めます。

また、各種スポーツ・レクリエーション活動の充実やスポーツ環境の整備に取り組むとともに、健康の維持増進を図るため、身近なところで誰もが取り組める健康スポーツの推進に取り組めます。

子どもたちは、自らの意思で「時間」「空間」を選び、「仲間」を作りながら、自由な遊びを通して成長していきます。子どもにとって望ましい「放課後」を実現していくために令和 2 年 3 月に策定した「児童の放課後を豊かにする基本計画」を踏まえ、本市の実情に即した児童の総合的な放課後対策の計画的な整備を適切かつ円滑に取り組めます。また、留守家庭児童会室の土曜日開室や三季休業期のみの利用受付を検討します。

2 重点的に進める取組

本計画は、12年間の中長期的な方向性を明らかにするもので、前述の「10の基本方策」に基づき、総合的かつ計画的に教育施策を推進するものですが、ここでは、教育を取り巻く現状や、令和2年3月に策定した「枚方市教育大綱」の重点方針等を踏まえ、今後、おおむね4年間で進めるべき重点的な取組を示します。

5つの重点的に進める取組

(1) 新型コロナウイルス感染症等への対応－安全安心な学習保障－

- ・学校休業にも対応できるよう、オンライン授業の実施などICTを活用した学習保障
- ・感染症への対応として必要な学校への消耗品等の配備や消毒作業などの安全対策の実施
- ・手洗い、マスク着用など子どもたちが自分や周囲の人を守るための安全教育の実施

(2) タブレットなどICTを活用した学習活動の充実と学力の育成

- ・新学習指導要領に基づく「主体的・対話的で深い学び」のための授業改善や情報活用能力の育成等に向けたICT活用による授業の展開
- ・自学自習の定着に向けた放課後学習や家庭学習におけるタブレットの効果的な活用
- ・教員のICTの活用力及び指導力の向上

(3) 誰一人取り残さない個に応じた学びの最適化

- ・いじめの防止、早期解決に向けたSSWや新たなスクールロイヤー等の専門家の活用
- ・不登校の児童生徒に対する登校しやすい学校づくりや、学校復帰以外の選択肢を含めた支援、オンライン授業など個に応じた取組の推進
- ・障害のある児童生徒や配慮を要する児童生徒に対するタブレットなどの効果的な活用による支援
- ・一人ひとりの学力の進度に合わせた家庭学習や自学自習などICTの活用による個別最適化された学びの実現
- ・不登校や児童虐待、子どもの貧困等の様々な課題に対し、子どもの情報の適切な共有化などを通じた未然防止や早期対応の強化

(4) 学校園のガバナンスの確立と開かれた学校運営

- ・学校の組織としてのあり方や業務の改善を進めることで、各学校園において特色ある運営を展開する学校園ガバナンスの確立
- ・様々な教育課題や緊急的な事案に対し、教育委員会と学校が一体となって、迅速かつ適切に対応できる仕組みの構築

- ・地域住民や保護者の協力によるコミュニティ・スクールの推進や社会に開かれた教育課程の実現
- ・ミルメールの改善、双方向の連絡手段の構築など、学校と保護者との連絡体制の充実

(5) 未来への可能性を最大限に伸ばす環境づくり

- ・市立図書館における電子媒体を活用した非接触型サービスの提供に向けた検討や学校図書館への支援の強化
- ・学校教育と生涯学習との連携による社会と関わる機会や文化・スポーツなどの体験活動の充実
- ・児童の総合的な放課後対策による「時間」「空間」「仲間」の3間の提供及び留守家庭児童会室の土曜日開室や三季休業期のみの利用受付の検討

3 計画の推進

(1) 計画の推進方法

本計画については、第4章に掲げる「基本方策」に基づいて、毎年、市長公約等を踏まえ、具体化を図るための取組を決定し、その推進を図るものとします。

(2) 進行管理及び公表

第4章に掲げる「基本方策」及びその具体化を図るための取組の進行管理及び達成状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく「点検及び評価」をあてるものとし、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たすものとします。

「基本方策」の具体化を図るための取組については、毎年度、6月を経過した時点の進捗状況をまとめ、市民に公表するものとします。

また、達成状況については、当該年度終了後、教育委員会による点検及び評価を行い、議会へ報告するとともに、市民に公表するものとします。

枚方市教育振興基本計画

(現行)

平成28年6月

枚方市教育委員会

はじめに

枚方市教育委員会では、このたび教育基本法に基づく「枚方市教育振興基本計画」を策定しました。

近年の教育を取り巻く環境は、少子高齢化やグローバル化、核家族化やコミュニケーションの希薄化による家庭や地域での教育力の低下、ＩＣＴの急速な進展などめまぐるしく変化しています。こうした時代や社会に対応していくためには、新しい時代を生きるうえで必要な能力・資質を育む教育を推進していく必要があります。

枚方市教育振興基本計画は、第５次枚方市総合計画を上位計画とし、市長が定める枚方市教育大綱を踏まえ、枚方市の教育のめざすべきものについて、平成２８年度から平成３９年度までの中長期的な目標を設定し、目標を実現するための基本的な方向性を示すものです。

子どもたちは、枚方の未来の希望です。子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばし、一人ひとりの自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支えるため、学校、保護者、地域と連携し、枚方の教育の充実と発展に全力で取り組んでいきます。

最後に、本計画の策定にあたり、審議を重ねていただきました「枚方市教育振興基本計画策定審議会委員」の皆様、また、ご意見をお寄せいただきました市民の皆様に厚く御礼申し上げますとともに、今後も引き続き、枚方の子どもたちのため、本市教育行政の推進に、ご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げます。

平成 28 年 6 月

枚 方 市 教 育 委 員 会
教育長 奈 良 渉

目 次

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

①	計画策定の趣旨	1
②	計画の位置づけ	1
③	計画期間	2

第2章 枚方市の教育の現状について

①	枚方市の教育を取り巻く状況	3
②	枚方市の教育の取り組みの経過と課題	4
	(1) 管理部	4
	(2) 学校教育部	5
	(3) 社会教育部	7

第3章 枚方市の教育がめざすもの

①	枚方市の教育がめざすもの	9
②	教育目標	10

第4章 めざすべき教育を実現するために

①	基本方策	11
基本方策1	確かな学びと自立を育む教育の充実	12
基本方策2	豊かな心と健やかな体を育む教育の充実	12
基本方策3	教職員の資質と指導力の向上	13
基本方策4	「ともに学び、ともに育つ」教育の充実	14
基本方策5	幼児教育の充実	14
基本方策6	地域とともにある学校づくりの推進	15
基本方策7	学びのセーフティネットの構築	15
基本方策8	学びを支える教育環境の充実	16
基本方策9	基礎的な知識・技術の学習機会の提供と図書館の充実	17
基本方策10	文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりの推進	17

2	計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(1)	計画の推進方法・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(2)	進行管理及び公表・・・・・・・・・・	18

参考

枚方市教育振興基本計画策定審議会委員名簿と審議経過・・・・・・・・	19
-----------------------------------	----

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

急速に進展する少子高齢化やグローバル化、核家族化やコミュニケーションの希薄化による家庭や地域での教育力の低下、ICT（情報通信技術）の発達による高度情報化など社会を取り巻く状況が大きく変化し、教育をめぐる課題も、経済的格差の拡大や、いじめや不登校への対応、体罰等不祥事防止などますます複雑・多様化しています。

平成18年12月に教育基本法が改正され、時代に即した教育理念が示されるとともに、国に対しては、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「教育振興基本計画」）を策定する義務が、また、地方公共団体に対しては、地域の実情に応じてこれを策定する努力義務が規定されました。

本市においては、教育振興基本計画に替わるものとして、平成21年度に枚方市教育委員会教育目標を策定し、この目標に基づいて、体系的かつ総合的に教育行政を展開してきました。

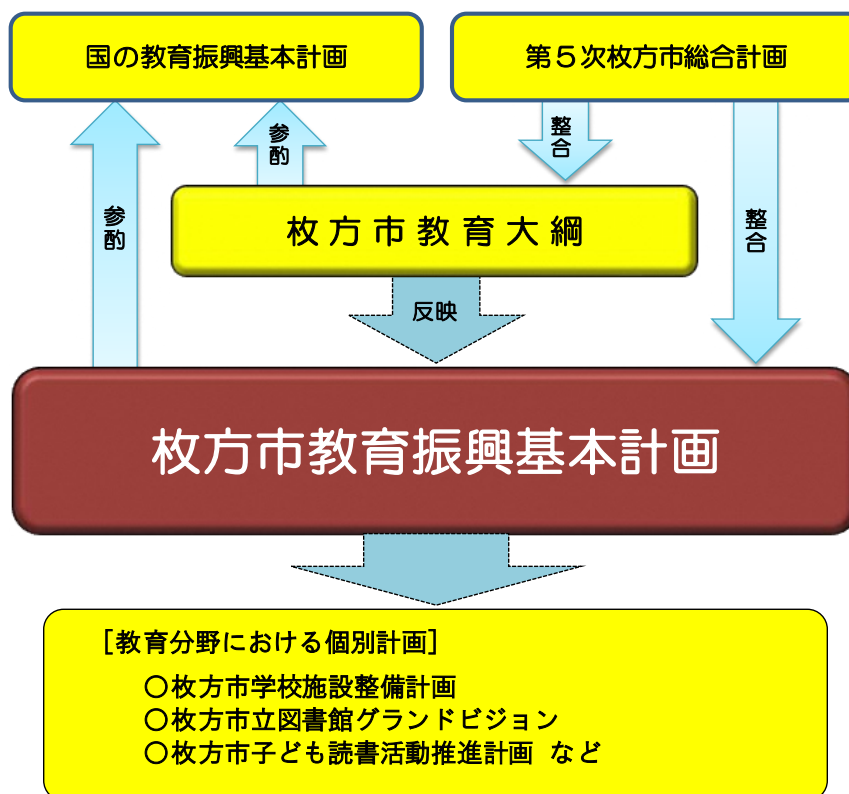
しかしながら、今日の社会状況において教育の果たす役割の重要性が一段と高まってきていること、また、平成26年4月からの中核市への移行に伴い本市の教育課題等を踏まえた独自の教職員研修の実施が可能になったこと、さらに地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化等を図ることを目的とした教育委員会制度改革が行われたことを契機として、本市において教育基本法に基づく教育振興基本計画を策定することとしました。

教育振興基本計画は、第5次枚方市総合計画を上位計画として、市長が定める枚方市教育大綱を踏まえ、本市教育のめざすべきものについて、中長期的な目標を設定し、目標を実現するための取り組みの基本的な方向性を明らかにするものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく、教育振興基本計画（枚方市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画）として位置づけます。

(計画の体系)



3 計画期間

本計画は、平成28年度から平成39年度までの12年間を計画期間とします。

また、平成28年度からおおむね4年を目途に取り組みの検証・評価を行い、見直しを行うものとします。

なお、国の教育に関する施策の変更など、社会状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて本計画を改訂します。

年度	H28～H31	H32～H35	H36～H39
第5次 枚方市総合計画	基本構想（期間設定なし）		
	基本計画（12年間）		
	実行計画	実行計画	実行計画
枚方市教育大綱			
枚方市 教育振興基本計画	12年間		
	おおむね4年を目途に見直し		

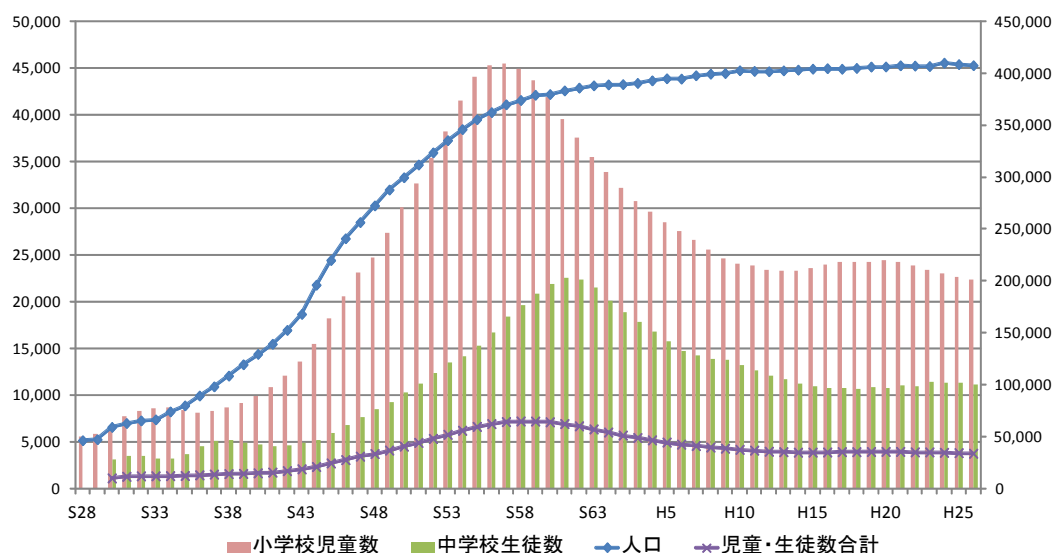
第2章 枚方市の教育の現状について

1 枚方市の教育を取り巻く状況

枚方市の小・中学校は、明治初期の小学校7校、昭和22年の中学校1校の設立から始まりました。昭和40年代から児童・生徒数が急増し、昭和58年の約6万5千人をピークに減少に転じ、平成26年度末には、小学校（45校）及び中学校（19校）に通学する児童・生徒数は約3万4千人となっています。

児童・生徒数については、今後、微減または横ばいで推移し、その後減少傾向になるものと見込んでいます。

（参考資料）年度別人口、児童・生徒数の推移



児童・生徒数が減少する中、学級数が減少する学校がある一方で大規模化する学校が現れるなど規模の不均衡が生じたことから、教育委員会では、小学校及び中学校の統廃合と通学区域の変更による学校規模等の適正化を進めてきました。

この間、児童・生徒数の減少により小規模校（小学校：11学級以下、中学校：8学級以下）となる学校が現れる一方、局所的な住宅開発に伴う転入者の増加により大規模校（小・中学校：25学級以上）となる学校が現れるなど、学校規模の不均衡が生じたことから、学校統合や通学区域の変更を実施してきました。

また、中学校区においてめざす「子ども像」を共有化し、小学校生活から中学校生活への滑らかな接続を行うための義務教育9年間を見通した指導を行う小中連携など、特色ある学校教育を推進することを目的に、小学校単位で中学校の通学区域を構成する「一小一中」の接続関係への改善も進めてきました。

一方、防災上の課題となっていた学校園の耐震化については、平成18年度から「学校園施設耐震化5ヶ年計画」に基づいて取り組みを進め、平成22年度末で市立小・中学校の管理棟、教室棟及び体育館の耐震化が完了しました。平成24年度には学校敷地内に併設された学校給食単独調理場の耐震化、平成26年度には全幼稚園の園舎について耐震化が完了しました。

参考資料：学校園の耐震化の実施率（平成26年4月1日現在）

	小・中学校	幼稚園
枚方市	100.0%	100.0%
全 国	92.5%	83.6%

※公立学校施設の耐震改修状況調査（文部科学省）

2 枚方市の教育の取り組みの経過と課題

平成21年4月に第4次枚方市総合計画第2期基本計画が策定され、枚方市がめざすまちの姿（将来像）と、その実現に向けた施策の方向や主要な取り組みを定めた計画が示されました。

これを受け、教育委員会では、本市教育行政の施策や事業の体系的な位置付けをより明確にし、教育の充実を図るため、目標年度を平成27年度とする枚方市教育委員会 教育目標『人とふれあい ともに学び 豊かな心を育む』～子どもたちの健やかな成長と学びを支え、社会を担う人材を育てる～』を掲げ、この教育目標の実現のため、教育委員会を構成する各部が、基本目標、主要施策を設定し、様々な取り組みを実施してきました。

（1）管 理 部

<学校園の安全対策>

全45小学校に設置した監視カメラ及びワイヤレスモニター子機付きインターホン等を活用し、正門の適正な監視を行うとともに、児童の下校時間帯等については安全監視員を配置し、児童の安全・安心を確保してきました。

近年、登下校時の交通事故や不審者により子どもが犠牲となる事件・事故が生じており、今後は、学校園における安全教育の推進や通学路等の安全対策などを充実させる必要があります。

<教育の情報化の推進>

校務支援システムを通知表や指導要録等に活用することで、教職員の事務を軽減し、児童・生徒と向き合う時間の確保と、よりきめ細かな指導による教育の質の向上を図るとともに、児童・生徒に関する情報を一元管理することで個

人情報の流出を防ぎ、学校内の情報セキュリティの向上に取り組んできました。

今後は、教育の情報化をさらに進めるため、ＩＣＴ機器の有効活用や教職員に対するサポートを充実していく必要があります。

＜学校園施設の整備＞

良好な学習環境を確保するため、「枚方市市有建築物保全計画」に基づく計画的な改修を実施するとともに、トイレをドライ方式とする全面改造や多目的トイレの設置などを行ってきました。

今後は、引き続きトイレ改善に取り組むとともに、学校施設の老朽化に対応するため、「枚方市学校施設整備計画」に基づき学校施設の更新整備を計画的に行っていく必要があります。

＜学校規模等の適正化＞

市立小・中学校の教育環境の整備・向上と学校教育の充実を図るため、「枚方市学校規模等適正化基本方針」に基づき、「一小一中」の接続関係となるよう、学校規模等の適正化に取り組んできました。

今後は、引き続き「一小一中」の接続関係への改善を行うとともに、さらに将来における適正な学校規模・学校配置等の取り組みを進めていく必要があります。

＜学校給食の充実＞

平成 28 年度からの選択制中学校給食の実施に向け、新たに第一学校給食共同調理場を建設し、中学生と小学校 6 年生を対象とした試食会の実施などに取り組んできました。

今後は、平成 28 年度から実施する中学校給食の喫食率の向上など、学校給食のさらなる充実を図る必要があります。また、食物アレルギーのある全ての児童の状況を把握し、食材の選定や献立作成の工夫を行うことで、より多くの児童が給食を食べられるよう取り組みを進めていく必要があります。

（２）学校教育部

＜小中連携の推進・充実＞

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むため、「学習規律の確立」を基盤として、各中学校区における小学校と中学校の連携を軸に、義務教育 9 年間を見通したカリキュラム（指導計画）の実践に取り組むなど、学びの連続

性の確立に向けた研究を推進してきました。

今後は、「小中連携」から「小中一貫」へとステップアップし、義務教育9年間の指導を見通し、「全国学力・学習状況調査」で明らかになった課題を解決するため、小中合同の研究授業や研修会等を通し、児童・生徒が未来をひらく力を身につける教育を進める必要があります。

また、小学生が戸惑うことなく安心感をもって中学校へ進学できるよう、小・中学校が共同で一人ひとりを見守りながら、よりきめ細かい指導・支援を行うなどの取り組みを進める必要があります。

＜少人数学級編制の充実＞

基礎的な学力や生活習慣の形成期である小学校第4学年までについては、支援学級在籍児童数を含んで1学級35人以下とする本市独自の少人数学級編制を実施してきました。主体的・協同的な学習力の形成期に入る小学校第5・6学年については、習熟度別指導やティームティーチングをはじめ指導方法の改善に努めています。

今後は、きめ細かな指導により教育効果を上げるため、取り組みを進めていく必要があります。

＜学校図書館教育の充実＞

司書教諭と連携し、学校図書館の機能向上、充実を図るため、3中学校区を実践研究校区に指定し、学校司書を配置しました。

今後は、研究校区の成果を検証し、全体で共有することで、さらなる学校図書館の充実につなげていく必要があります。

＜生徒指導の充実＞

平成26年7月に策定した「枚方市いじめ防止基本方針」に基づき、学校と連携しいじめ・体罰の防止に取り組んできました。また、いじめや不登校等の早期発見・早期対応を行うため、総合電話窓口「子どもの笑顔を守るコール」を設置しています。

今後は、いじめ・不登校などの早期発見・早期対応を行うため、小・中学校の生徒指導体制を確立し、個に応じたきめ細かな指導など、生徒指導を充実させていく必要があります。

＜支援教育の充実＞

すべての子どもが「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・

集団づくりの充実を図るとともに、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を進めてきました。

今後は、平成28年4月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、本人や保護者の意向を受け止め、話し合いを進めていく中で共通理解を図り、差別の解消と合理的配慮について適切に対応しながら支援教育に取り組む必要があります。

＜教職員の資質、指導力の向上＞

中核市移行に伴い、府費負担教職員の初任者研修や10年経験者研修等の法定研修をはじめとする各種研修を教育委員会で実施するなど、教職員の資質と指導力の向上に向けて、教職員研修の充実に努めてきました。

今後は、経験の浅い教職員が増加している中、将来を見据えた教職員の資質、指導力を向上させる必要があります。

＜幼児教育の充実＞

市立幼稚園の効果的・効率的な配置を行い、幼児教育の充実を実現させていく必要から、エリアの配置の見直しを行い、平成27年4月に市立幼稚園11園のうち4園を閉園するとともに、保護者支援として「預かり保育事業」及び「幼児教育教室事業」を実施してきました。

今後は、各エリアの私立幼稚園や保育所（園）、認定こども園、小学校との連携を深め、幼児教育を充実させる必要があります。

（3）社会教育部

＜社会教育の推進＞

自分の子育てを振り返る機会を提供し「気づき」を促す家庭教育支援のための講座や講演会、また、人が地域で生きていくために必要な知識や技術をテーマとした社会教育基礎講座などを開催し、市民が学ぶ機会を提供してきました。

今後は、学校や様々な行政部門・団体との連携を強めながら、家庭教育支援や社会的・職業的自立の基盤となる力を育成する取り組みをさらに充実するとともに、子どもたちが文化・芸術や野外活動など様々な体験ができる機会を増やしていく必要があります。

＜市民の生涯学習の支援＞

市立図書館において、バランスを重視した資料収集と幅広い市民に対する資

料提供、後世の市民のための資料保存等を進めるとともに、子どもの読書活動を推進し、学校図書館への支援を強化することなどを通じて、市民の生涯学習を支援してきました。

今後は、引き続き基礎的な図書館サービスを充実するとともに、市民の生活及び職業上の課題や地域課題の解決のための支援を強化し、また市民の居場所としての機能を備えた図書館に移行することが必要です。また、子どもの読書活動の推進や、学校図書館への支援をさらに強化するとともに、成人の読書習慣と情報活用能力の育成にも寄与していく必要があります。

＜歴史文化遺産の保存・活用等＞

本市における貴重な歴史文化遺産である特別史跡百済寺跡や楠葉台場跡等について、必要な整備を進めてきました。また、国・大阪府・市の指定には至らないものの、地域の歴史にとって欠くことのできない文化財について、市独自の登録文化財制度を制定するとともに、歴史文化遺産の保存と活用のための整備構想を策定しました。

今後は、引き続き文化財等の適切な保存を進めるとともに、歴史文化遺産を生かして市民の郷土の歴史への理解を深め、歴史の薫り豊かなまちづくりや文化観光へと活用・発展させる必要があります。

＜スポーツ施策の推進及びスポーツ施設の整備＞

市民スポーツの振興を図るため、各種スポーツ大会やレクリエーション事業等を開催するとともに、トップアスリートとのふれあい事業により子どもたちのスポーツに対する関心を高め、夢を育む機会を作ってきました。

また、スポーツ環境の整備については、平成 25 年 4 月に伊加賀スポーツセンターをグランドオープンさせるとともに、平成 27 年 4 月には、硬式野球もできる東部公園野球場（ひらかた東部スタジアム）の供用を開始しています。

今後は、引き続き各種スポーツ・レクリエーション活動の充実やスポーツ環境の整備に取り組むとともに、健康の維持増進を図るため、身近なところで誰もが取り組める健康スポーツの推進に取り組む必要があります。

第3章 枚方市の教育がめざすもの

1 枚方市の教育がめざすもの

我が国においては、高齢者人口が増大する一方で生産年齢人口は減少し続けるなど、世界の中でもまれに見る速さで少子高齢化が進んでいます。また、グローバル化の進展に伴う国際競争の激化や人、物、情報の国境を越えた交流・流通が活発となっています。

こうした厳しい時代を生き抜くためには、自らの手で人生を切り拓くとともに、多様な価値観が存在することを理解し、それを踏まえて他者と共生していくことが求められており、子どもたちが十分な知識や技能を身に付け、思考力や判断力、表現力を磨き、多様な人々と協働することができるよう、子どもの能力や可能性を引き出すとともに自信を育む教育の実現が急務となっています。

以上のことを踏まえるとともに、これまで本市が進めてきた教育の現状や課題を分析・評価する中で、次の3点をこれからの枚方市のめざすべき教育とします。

- ①知（確かな学力）、徳（豊かな人間性）、体（健康・体力）の調和のとれた「生きる力」を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させること
- ②子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して学校での生活が送れるよう、子どもの安全対策やいじめの未然防止、貧困対策など学びのセーフティネットを構築するとともに、老朽化した学校施設の更新など教育環境を充実させること
- ③一人ひとりの市民が生きていくために必要な基礎的な知識や技術等について学べる機会の提供や、知の源泉となる図書館の充実、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを支える社会教育を推進すること

これらの3点を着実に進め、枚方市のめざすべき教育の実現を図るため、平成28年度を始期とする平成39年度までの教育目標を定めます。

教育目標は、3点の枚方市のめざすべき教育に加え、今後、新しい時代を生きる上で必要な資質・能力を確実に育むこれからの教育の方向性も踏まえ、設定します。

学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく

～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～

- 知・徳・体の調和のとれた「生きる力」に必要な基礎的な学力や自ら考える力は、主体的・協働的な学習の中で培われるものです。また、グローバル化が進展するなど、これからの社会の変化に対応できる資質・能力を養う教育をめざすことを『学びあい』という言葉で示しました。
- 人と人とがつながりあう力を育むことは教育の目標であるとともに、子どもと子ども、子どもと大人、大人と大人、学校、家庭、地域など、年齢や立場を超えて協働することは、魅力あるまちづくりを行う上でも必要なものです。こうしたつながりを深めるための教育や環境づくりをめざして、『つながりあい』という言葉で示しました。
- 『学びあい』や『つながりあい』の中で育まれた人間力や他者と協働・共生する力は、一人ひとりが社会を生き抜くうえで土台となるものです。子どもから大人まであらゆる世代の人が輝き、これからの社会を生き抜き、未来への可能性を最大限に伸ばす教育を推進することを、『一人ひとりの未来をひらく』という言葉で示しました。
- サブテーマは、国の教育振興基本計画前文に掲げられ、かつ、今後、新しい時代を生きる上で必要な資質・能力でもある『自立、協働、創造に向けた主体的な学び』と、枚方市のめざすべき教育に掲げた『未来への可能性を最大限に伸ばす教育』を引用し、メインテーマと連動させています。

第4章 めざすべき教育を実現するために

1 基本方策

枚方市のめざすべき教育を踏まえ、教育目標を達成するための基本的な方向性となる10の基本方策を設定します。

枚方市のめざすべき教育

- ①知（確かな学力）、徳（豊かな人間性）、体（健康・体力）の調和のとれた「生きる力」を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させます。
- ②子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して学校での生活が送れるよう学びのセーフティネットを構築するとともに、教育環境を充実させます。
- ③一人ひとりの市民が生きていくために必要な基礎的な知識や技術等について学べる機会の提供や、知の源泉となる図書館の充実、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを支える社会教育を推進します。

教育目標

学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく

～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～

基本方策

- 基本方策1 確かな学びと自立を育む教育の充実
- 基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実
- 基本方策3 教職員の資質と指導力の向上
- 基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
- 基本方策5 幼児教育の充実
- 基本方策6 地域とともにある学校づくりの推進
- 基本方策7 学びのセーフティネットの構築
- 基本方策8 学びを支える教育環境の充実
- 基本方策9 基礎的な知識・技術の学習機会の提供と図書館の充実
- 基本方策10 文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりの推進

基本方策1 確かな学びと自立を育む教育の充実

知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育み、将来の社会を担う人材を育成するためには、子どもの学習意欲を向上させるとともに、基礎的な学力や自ら学び考える力を伸ばしていくことが求められています。

中学校区で共通の9年間を見通した教育課程の編成、小・中学校の円滑な接続など、「小中一貫教育」を推進することで、教職員の指導力や学校力の向上を図り、子どもたちの確かな学力と自立を育みます。

また、小学校において本市独自の少人数学級編制を実施し、よりきめ細かな指導を実践するとともに、グループ学習やICTの活用等による協働型・双方向型の授業を推進します。

さらに、諸外国の文化や習慣等について理解を深める国際理解教育を推進し、国際化に対応した英語によるコミュニケーション能力を育成するとともに、学校図書館の活用による言語能力の育成や、労働・職業について学び、自らの生き方を考えるキャリア教育を推進します。

以上を効果的に進めることを土台として、今後、新しい時代を生きる上で必要な資質・能力を確実に育むため、学習指導要領の改訂を見据え、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習をさらに充実させるなど、子どもたちの「自立」「協働」「創造」する力を育む新しい教育に向けた取り組みを進めます。

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

近年、子どものコミュニケーション能力や社会適応能力、体力・運動能力の低下が課題となっており、子どもの豊かな人間性や社会性、健やかな体が育まれる環境づくりが求められています。

道徳教育・人権教育などを通じて、規範意識を培い公共の精神と自らを律する力を育むとともに、自他の生命や平和を大切にする心を養い、子どもたちが豊かな人間性を身につけるための教育を充実させます。

また、生活習慣の未確立やアレルギー疾患の増加など、子どもの健康に関する課題が多様化していることを踏まえ、健全な食生活の形成のための食育の推進や、食物アレルギーへの対応など安全で安心な学校給食を提供し、健やかな体が育まれる環境づくりを推進します。

さらに、心身を鍛錬し、豊かな心と社会性を養うため、文化・芸術に親しむ機会や、自然を生かした野外活動など、体験活動を拡充させるとともに、部活動の充実を進めます。このため、外部指導者など多様な社会人の活用を図ります。

基本方策 3 教職員の資質と指導力の向上

本市においては新規採用教職員が増加し、経験豊かな多くの教職員の退職が続く中、教職員の世代交代が進んでおり、倫理観・規範意識及び子ども理解と集団づくり、授業力やマネジメント力など、教職員一人ひとりの資質と指導力の向上が求められています。

平成 26 年度からの中核市移行に伴い、大阪府より教職員研修の権限が委譲されました。そのため、『『学び続ける教職員』を育成し、枚方の子どもたちの『生きる力』をはぐくむ』をテーマに、本市の教育課題に即した独自のカリキュラム（指導計画）で教職員研修を実施し、「経験の浅い教職員の育成」「管理職及び専門性を備えたリーダーの養成」「小中一貫教育における学力向上に向けた授業づくり・授業改善への支援」を重点項目とした教職員研修の充実を図り、明日の枚方の教育を担う教職員を育成します。

また、教育的愛情にあふれ、高い意欲と優れた指導力を有する教職員を育成するため、授業の達人による研究授業等により、授業改善につなげることで、子どもたちの「確かな学力」と「生きる力」を育みます。このため、教育委員会の学校支援機能を充実します。

さらに、学習指導要領の改訂を見据え、授業改善や組織運営の改善にかかる「アクティブ・ラーニング」や「カリキュラム・マネジメント」など新しい教育課題に向けた研修にも取り組みます。

基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

障害のある子どもをはじめすべての子どもたちが学校・地域社会の中で積極的に交流・活動し、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する必要があります。また、支援教育を進めるにあたっては、一人ひとりの自立に向けた効果的な指導・支援の充実が求められています。

障害のある子どもと障害のない子どもが交流や共同学習を通じ、ともに学び、互いを理解する教育を一層充実させるとともに、通常の学級においてユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組みます。

また、平成28年4月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた教育環境の整備を進めるとともに、支援教育に関する教職員研修の充実に取り組んでいきます。

さらに、支援教育コーディネーターを中心として配慮を要する子どもの支援を行うとともに、保護者、支援学校等の関係機関と連携し、支援が必要なすべての子どもについて全教職員の共通理解のもと、学校全体で支援教育の充実に取り組めます。

基本方策5 幼児教育の充実

少子化の進行、核家族化や男女共同参画社会の進展、ひとり親家庭の増加など、子どもの育ちや子育て支援へのニーズが多様化する中で、子どもの生きる力と個性を育む環境が求められています。幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要なものであり、さまざまな体験を通して幼児が心身ともに健やかな成長をとげられるよう、幼児一人ひとりの発達や特性に応じた取り組みを進める必要があります。

幼児教育の目的は「義務教育及びその後の教育の基礎を培う」ことであり、幼児期（幼稚園・保育所・認定こども園）の教育と児童期（小学校）の教育を

円滑に接続・連携し、幼児一人ひとりの望ましい発達を育むとともに学級集団に応じた適切な指導を行います。

また、保護者の心身のリフレッシュや短時間就労などのニーズへ対応した預かり保育の実施や、地域の未就園児も含め、親子での遊びの場や保護者交流の場の提供、子育て相談の取り組みの推進など、保護者支援を充実させます。

基本方策6 地域とともにある学校づくりの推進

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりが必要であり、保護者や地域住民とともに学校運営を進める「地域とともにある学校づくり」の推進が求められています。

保護者や地域住民の理解や協力を得て、各学校において特色ある教育活動を展開していくため、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みやコミュニティスクールなど学校運営に地域住民や保護者が参画する体制の構築に取り組めます。

基本方策7 学びのセーフティネットの構築

近年、登下校時の交通事故や不審者等により子どもが犠牲となる事件・事故が生じており、子どもが安全で安心して学べる環境づくりが求められています。

また、インターネット等によるいじめや、学校生活や家庭環境などさまざまな理由による不登校等、生徒指導上の課題が深刻化する中、子どもたちが安全に安心していきいきと学校での時間を過ごせる環境づくりが必要です。

子どもが安全で安心して学べる環境づくりについては、オートロックや機械警備などによる学校施設内の安全確保や、地域で行われている子どもの安全を

見守る活動との連携、防犯カメラなどによる通学路の安全対策の強化、不審者情報等の緊急情報を保護者にメールで配信するシステムを有効活用するとともに、近年の子どもが巻き込まれた事件・事故や、大規模災害の教訓を生かし、子ども自らが危険を回避する能力を養う安全・防災教育を推進します。

安全に安心していきいきと学校での時間を過ごせる環境づくりについては、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、相談体制を充実させるとともに、学校においては、生徒指導体制の充実を図り、いじめの未然防止や早期発見、不登校児童・生徒への支援に取り組みます。

また、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や、児童虐待について、中央子ども家庭センターや子ども総合相談センターなど関係機関との連携を強化します。

基本方策 8 学びを支える教育環境の充実

少子化の進行による児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化が進む中で、学校施設の更新や教育の情報化の推進など、より安全で充実した教育環境が求められています。また、教職員の多忙化が課題となる中で、教職員が授業や子どもたちと向き合う時間を確保するための取り組みが必要です。

多くの学校施設で建築後相当年数が経過し、老朽化が進んでいることから、学校施設を計画的に更新整備します。また、適正な学校規模とする学校配置等の適正化に取り組みます。

また、ICT（情報通信技術）を効果的に活用したわかりやすく深まる授業を実現するため、子どもが授業で使うICT機器を計画的に更新するなど教育の情報化を推進します。

さらに、教職員が子どもと向き合い、指導に専念できる時間をより多く確保するため、ICTを活用し通知表や指導要録等の事務処理を軽減するとともに、より効果的・効率的な学校運営に向けての見直しや、教職員の健康保持など勤務環境の整備に取り組みます。

安全で安心な給食を安定的に提供するため、老朽化が進む小学校給食調理場の計画的な更新整備に取り組みます。

基本方策 9 基礎的な知識・技術の学習機会の提供と図書館の充実

社会が激しく変化し、複雑になる中で、生涯にわたり自らに必要な知識や能力を身に付けることが必要となっています。そうしたことを支えるためには、子育て、健康・医療・介護、職業、情報社会、安全・防災、環境問題など、様々な課題に関する学習機会が生涯にわたって提供されることが必要です。

それぞれの分野における様々な行政部門・団体との連携を強めながら、特に基礎的な知識・技術の学習機会の提供に取り組みます。

図書館においては、資料の計画的・系統的な収集などの基礎的な図書館サービスを充実するとともに、居心地の良い図書館空間の提供と図書館内外への積極的な情報提供などにより、市民の生活及び職業上の課題や地域課題の解決のための支援を強化します。

また、読書が果たす重要な役割を踏まえ、学校図書館に対する中央図書館の支援を強化するとともに、子どもの読書活動の推進のための取り組みや、成人の読書習慣と情報活用能力の向上に取り組みます。

基本方策 10 文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりの推進

一人ひとりの市民が多様な個性・能力を開花させ、人生を豊かにすることができるようにするためには、豊かな文化・芸術にふれ、自然との関わりを持つことが大切です。

また、市民のふるさと意識やまちへの愛着を育むには、まちの歴史文化への理解を深めることが必要です。

さらに、社会の高齢化が進む中で、生涯にわたって健やかな生活を過ごすことを可能にするためには、健康な運動習慣を確立することが必要です。

社会教育と学校教育の連携を強化し、子どもたちが文化・芸術や自然の中で活動など、様々な体験ができる機会を確保します。

このような機会を提供することで、子どもたちをはじめとする市民が文化・芸術についての関心を深め、そこに喜びや楽しみを感じられるような環境整備に努めます。

また、文化財等の適切な保存を進めるとともに、特別史跡百済寺跡などの貴重な歴史文化遺産を生かして、子どもたちや市民の郷土の歴史への理解を深めるとともに、歴史の薫り豊かなまちづくりや文化観光への活用・発展を進めます。

また、各種スポーツ・レクリエーション活動の充実やスポーツ環境の整備に取り組むとともに、健康の維持増進を図るため、身近なところで誰もが取り組める健康スポーツの推進に取り組みます。

2 計画の推進

(1) 計画の推進方法

枚方市教育振興基本計画については、第4章に掲げる「基本方策」に基づいて、毎年、市長公約等を踏まえ、具体化を図るための取り組みを決定し、その推進を図るものとします。

(2) 進行管理及び公表

第4章に掲げる「基本方策」及びその具体化を図るための取り組みの進行管理及び達成状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく「点検及び評価」をあてるものとし、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たすものとします。

「基本方策」の具体化を図るための取り組みについては、毎年度、6月を経過した時点の進捗状況をまとめ、市民に公表するものとします。

また、達成状況については、当該年度終了後、教育委員会による点検及び評価を行い、議会へ報告するとともに、市民に公表するものとします。

枚方市教育振興基本計画策定審議会委員名簿と審議経過

(1) 枚方市教育振興基本計画策定審議会委員名簿

選出区分	氏名	所属団体
学識経験を有する者	会長 島 善信	大阪教育大学
	竹内 由紀子	元枚方市立小学校長
	西川 信廣	京都産業大学
	林 文子	枚方地区人権擁護委員会
	村上 明子	関西外国語大学
市民団体又は関係団体を代表する者	副会長 狩野 史男	枚方市コミュニティ連絡協議会
	農頭 麻衣子	枚方市PTA協議会

(2) 審議経過

平成 27 年	8 月	枚方市教育振興基本計画策定審議会に「枚方市教育振興基本計画の策定に関する調査審議」について諮問 第 1 回枚方市教育振興基本計画策定審議会 ・枚方市教育振興基本計画の策定について
	9 月	第 2 回枚方市教育振興基本計画策定審議会 ・枚方市教育振興基本計画（骨子案）について
	10 月	第 3 回枚方市教育振興基本計画策定審議会 ・枚方市教育振興基本計画（素案）について
平成 28 年	1 月	第 4 回枚方市教育振興基本計画策定審議会 ・枚方市教育振興基本計画（案）について
	3 月	第 5 回枚方市教育振興基本計画策定審議会 ・枚方市教育振興基本計画（答申案）等について
	4 月	市民意見の募集 募集期間：4 月 1 日～4 月 20 日 意見：12 人（53 件）
		第 6 回枚方市教育振興基本計画策定審議会 ・審議会の答申（案）に対する市民からのご意見募集結果について ・枚方市教育振興基本計画答申（案）の修正案について
	5 月	枚方市教育振興基本計画策定審議会から「枚方市教育振興基本計画の策定に関する調査審議」について答申

枚方市教育振興基本計画

平成 28 年 6 月

発 行 : 枚方市教育委員会

担 当 : 枚方市教育委員会事務局管理部教育総務課

住 所 : 〒573-1159 枚方市車塚 1 丁目 1 番 1 号

連絡先 : TEL : 050-7105-8018 FAX : 072-851-1711

E-mail : kysoumu@city.hirakata.osaka.jp

U R L : <http://www.city.hirakata.osaka.jp/>

枚方市立図書館第4次グランドビジョンの策定について

総合教育部 中央図書館

1. 政策等の背景・目的及び効果

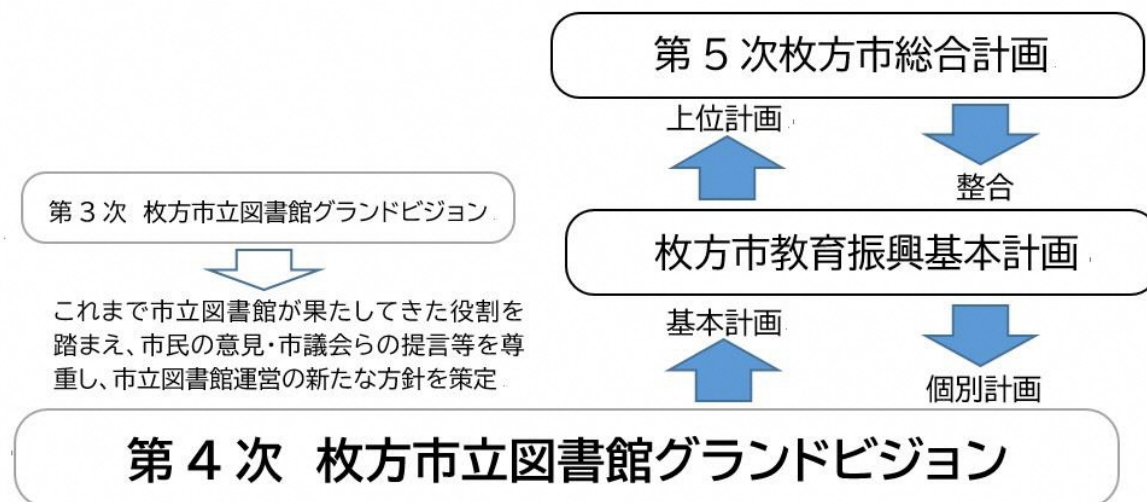
枚方市立図書館第3次グランドビジョンが、今年度、計画の最終年度を迎えるのにあたり、次期ビジョンの策定を行います。

第3次グランドビジョンでは、「図書館内での基礎的なサービス提供や課題解決支援の取り組みを進めるとともに、図書館が有するノウハウや教育的役割を踏まえ、他部署が進める教育・生涯学習関連事業の支援を行うなど、広く教育・生涯学習関連行政全体の中で、市立図書館が担うべき役割を果たしていきます」と策定の趣旨を掲げ、市立図書館運営を進めてきました。

「枚方市立図書館第4次グランドビジョン」では、「枚方市立図書館第3次グランドビジョン」に基づく図書館運営の成果や課題を踏まえるとともに、コロナ禍以後の新たな生活様式に対応した図書館サービスの展開、学校教育とのさらなる連携など、新たな枚方市立図書館の方向性を示してまいります。

2. 内容

1. 計画の体系



2. 計画期間 令和3年度～令和9年度

年度	R2～R5	R6～R9
第5次総合計画	基本計画 12 年間 (H28～R9) 実行計画 (R2～R5)	
枚方市教育振興基本計画	基本計画 12 年間 (H28～R9) ★ 概ね 4 年を目途に見直し	
枚方市立図書館グランドビジョン	第3次グランドビジョン 5 年間 (H28～R2) ☆ 概ね 4 年を目途に見直し	第4次グランドビジョン 7 年間 (R3～R9) ☆ 概ね 4 年を目途に見直し

3. 市立図書館のあるべき姿（理念）

- 図書館は、知の源泉となる図書館資料を収集・保存し、広く市民に提供して、その教養、調査研究、余暇活動などに役立てる社会教育機関である。
- 図書館は、市民のニーズに応じて資料や情報を提供する地域の情報拠点である。

※第2次グランドビジョン策定時に定めたもの

4. 第3次グランドビジョンの主な成果と課題

（1）運営方針1 基礎的な図書館サービスの充実

成果：滞在しやすい環境整備、レファレンスサービスの充実

課題：ICTを活用したサービスの実施

※「レファレンスサービス」…利用者が必要とする情報・資料の求めに応じ、職員がそれを支援するサービス

（2）運営方針2 家庭生活及び職業上の課題や地域課題の解決のための各種支援機能の強化

成果：ビブリオバトルの実施や成人向け講座の実施

課題：地域活動への支援が課題

※「ビブリオバトル」…参加者が本を紹介しあい、最も読みたいと思うチャンプ本を投票で決めるイベント

（3）運営方針3 教育的役割を重視した取り組みの推進

成果：学校図書館蔵書データベース化と市立図書館コンピュータシステムとのオンライン化

全中学校区へ学校司書を配置し、学校図書館環境整備や読書、調べ学習の支援を実施

課題：保護者対象の講座の開催

(4) 運営方針4 魅力的かつ効果的・効率的な運営体制の構築

成果：全分館への指定管理者制度導入の実施

課題：専門的スタッフの計画的な配置が課題

5. 第4次グランドビジョンの基本的な方向性

(1) コロナ禍以後の新たな生活様式に対応した図書館サービスの展開

非来館・非接触型サービスとしての電子書籍の導入や館内Wi-Fi環境の整備

(2) 多様化する社会に対応した効果的・効率的な図書館運営のあり方について

魅力的な「枚方市駅前図書館機能」の検討、分室のあり方を検討

(3) 課題解決型図書館としてのさらなるサービスの拡充

レファレンスサービスの蓄積、継続 eレファレンスサービスなどへの展開

(4) 学校教育との連携の推進

学校図書館の活用に向けたさらなる支援と学校司書の役割についての検討

すべての児童生徒に配置するタブレットを活用した学校図書館支援（市立図書館の電子書籍も活用）

(5) 障害者サービス

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）施行に伴うサービスへの取り組み

3. 実施時期等（今後の予定）

- 令和2年 8月 教育子育て委員協議会に「第4次グランドビジョン策定について」報告
9月 社会教育委員会議に「第4次グランドビジョンの策定について」諮問
11月 社会教育委員会議より「第4次グランドビジョンの策定について」答申
11月 教育子育て委員協議会に「第4次グランドビジョン」（素案）について報告
12月 パブリックコメントの実施
- 令和3年 2月 教育子育て委員協議会に「第4次グランドビジョン」（案）の策定及び推進について報告
3月 「第4次グランドビジョン」の策定

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標17 誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち

5. 関係法令・条例等

教育基本法、図書館法

放課後キッズクラブの取り組みについて

学校教育部 放課後子ども課

1. 政策等の背景・目的及び効果

子どもたちの「時間」「空間」「仲間」のいわゆる3間を充実させ、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様で自主的な活動に参加できる環境整備を図るため、総合型放課後事業「放課後キッズクラブ」を展開するものです。あわせて、留守家庭児童会室の土曜日や三季休業期のみの利用ニーズにも応えられる環境整備に取り組みます。

本年度は、新型コロナウイルス感染症に因る影響を受け、7月1日から8月31日にかけて実施を予定していたキッズクラブモデル事業を中止しました。子どもの安全を最優先に事業に取り組むことが求められる中、コロナ感染症の今後の感染拡大状況を見据え、取り組みを進めます。

2. 内容

(1) 放課後キッズクラブの取り組み予定

この間、公平性の観点等から全市立小学校への放課後キッズクラブの導入、また平日の授業終了後の時間のほか土曜日・三季休業期への導入に向け取り組みを進めてきましたが、コロナ禍を受け、限られた財源の中で、先行導入として平日を除く「土曜日や三季休業期」で、4校への放課後キッズクラブ導入を行います。

なお、平日を含む本格導入は、財政状況及び先行導入の契約状況、選定作業に要する時間等を踏まえ、実施時期を検討します。

また、全国的に学童保育事業の民間活力活用が進む中、事業者の応募が得られないケースも見られ、本市ではこうした状況等を踏まえ、段階的に委託拡大を図ることとしていますが、今回委託での実施ができなかった場合、市直営４校でのキッズクラブ先行導入を行うものです。

	実行計画（公表済み）	見直し（案）
R 2	7/1～8/31 直営１校でモデル事業実施 ▶ノウハウ蓄積・実施結果の検証	コロナ禍に因りモデル事業を中止 ▶「児童生徒の居場所」の実施結果の検証を活用
R 3	先行導入（２校：委託１、直営１） ※平日・土曜・三季休業	先行導入（４校：委託２、直営２） ※土曜・三季休業
R 4		
R 5	本格導入（４４校：委託１５、直営２９） ※平日・土曜・三季休業	本格導入は、財政状況及び先行導入の契約状況等を踏まえ、実施時期を検討します。

(2) 放課後キッズクラブ先行導入校

当初は、実施形態（直営 1 校・委託 1 校）に応じた先行導入を実施する予定としていましたが、「児童生徒の居場所」の実施結果の検証を進める中で、本格導入に向けては、実施形態に応じた検証のみならず、学校規模や児童数などに応じた検証についても実施する必要があると判断し、先行導入を 4 校（委託 2 校・直営 2 校）とするものです。

委託・直営	名称	所在
委 託	山田放課後キッズクラブ	甲斐田町 1－2 7（山田小学校内）
	蹉跎放課後キッズクラブ	北中振 2－1 1－2 1（蹉跎小学校内）
直 営	川越放課後キッズクラブ	釈尊寺町 3 0－1（川越小学校内）
	津田放課後キッズクラブ	津田西町 1－3 3－1（津田小学校内）

(3) 期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの 2 年間

(4) 選定審査会の設置

放課後キッズクラブを実施する委託事業者の選定にあたり、事業計画書の妥当性等を総合的に評価するため、教育委員会の附属機関として学識経験者等の外部委員 5 人で構成する総合型放課後事業委託事業者選定審査会を設置します。

(5) 「児童生徒の居場所」の検証について

コロナ禍により本年度夏季に予定していたモデル事業を中止しましたが、「緊急的な居場所」や児童会室と臨時的な居場所を共同で実施した「児童生徒の居場所」は、児童会室以外の児童も含めて保育を行うという実態であったことから、児童会室職員及び教職員の意見聴取、保護者アンケートなど「児童生徒の居場所」の実施結果の検証を行い、今後の取り組みに繋がります。

(6) 児童会室の土曜日開室や三季休業期の受付について

児童会室におけるR3年度以降の土曜日開室や三季休業期のみの利用受付については、財政状況を踏まえ検討します。

3. 実施時期等（今後のスケジュール）

令和2年	9月	市議会定例会月議会
	10月～11月	委託事業者選定審査会を開催
令和3年	2月	教育子育て委員協議会
	2月～3月	引継ぎ保育（委託2校）
	4月	委託2校（山田・蹉跎）・直営2校（川越・津田）で放課後キッズクラブの実施

※新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更する場合があります。

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
施策目標 1 5 子どもたちが健やかに育つことができるまち

5. 関係法令・条例等

枚方市立留守家庭児童会室条例
枚方市附属機関条例

6. 事業費・財源及びコスト

《委託に係る事業費》 84, 986 千円

支出内訳 放課後キッズクラブ委託料：84, 196 千円（債務負担行為）
 引継ぎ保育に係る委託料 ：640 千円
 選定審査会に係る委員報酬：150 千円

《財 源》 国府支出金：26, 794 千円
 その他（保育料）：22, 290 千円 一般財源：35, 112 千円